

(一関市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則)

改正前					改正後				
別表第3 (第12条関係) 特別使用料					別表第3 (第12条関係) 特別使用料				
都市公園名	有料公園施設	利用区分	単位	使用料	都市公園名	有料公園施設	利用区分	単位	使用料
浦しま公園	にしき庵	冷暖房料	1時間	100円	浦しま公園	にしき庵	冷暖房料	1時間	100円
		電気器具等 (消費電力500W以上のも のに限る。)	<u>1回につき消費電力量1kWhまで</u>	50円			電気器具等 (消費電力の合計が500Wを 超える場合に 限る。)	<u>コンセント1か所につき1時間 (コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。)</u>	50円
		_____を持 込使用する場 合の電気料金	<u>1回につき消費電力量1kWhを超える 場合</u>	<u>3kWhまでは100円とし、3kWh増えるごとに50円を加算する。</u>			_____を持 込使用する場 合の電気料金		
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。